

貸与奨学生募集要項

ダイワ運輸株式会社

1. 奨学金の種類 貸与型奨学金
2. 応募資格
次の条件をいずれも満たす大学生
 - ① 大学に在学する優れた学生であって、新型コロナウイルス感染症に起因して、アルバイト収入が減少した、あるいは親からの仕送り減少した等により経済的に困窮し、修学の継続に困難があると認められる者。学部生1回生より4回生(6年制は6回生)までいずれも可能。
※他の奨学金を受けている大学生も可
 - ② 奨学金の貸与開始から返還の完了まで連帯保証人及び保証人による保証を受けられる者。
3. 募集人員 20名
4. 募集の方法 学生自身による個人直接応募
5. 募集期間 2020年8月31日まで。但し、定員に達し次第、早期に終了する場合があります。
6. 応募窓口 ダイワ運輸株式会社総務部総務課
〒651-2121 兵庫県神戸市西区玉津町水谷 410
(Tel: 078-914-0022) (Email: soumu@daiwa-exp.co.jp)
7. 貸与期間 在学する大学の終業年限に達するまで
8. 貸与額 月額5万円を上限として、申込者が希望する額(1万円単位)。
9. 応募書類
 - ① 貸与奨学金申込書
 - ② 成績(単位修得)証明書(1回生は在学証明書で可とする)
10. 奨学金貸与の決定
奨学金貸与は、応募書類に基づいて、ダイワ運輸株式会社が審査の上決定します。
11. 奨学金の返還
 - ① 返還期間 10年(繰り上げ返済可能です。)
 - ② 返還方法 口座振替(振替日、毎月27日(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日))
 - ③ 返還額 毎月均等額(金利は付さない)
12. 奨学金返還の実質的免除措置
要返還者が、大学卒業後2年以内にダイワ運輸グループ企業に入社した場合は、入社日の属する月から、奨学金返還期間の最終月または要返還者がダイワ運輸グループ企業を退職する月のいずれか早い月まで、貸与奨学金の返還金相当額を支給し、貸与奨学金の返還金に充当する。
13. 奨学金返還の実質的免除措置の停止
要返還者が、奨学金返還期間内にダイワ運輸グループ企業を退職した場合は、退職月の翌月以降前項の措置を停止し、退職時の貸与奨学金未返還額を退職月の翌月から金銭消費貸借契約上の返還終了月までの残存期間で返還する。
14. 奨学金の交付と採用内定について
奨学金の交付が直ちに採用内定を意味するものではありません。当社所定の採用試験を受験していただき、合格した方が採用内定となります。

以上

貸 与 奨 学 金 申 込 書

ふりがな 氏名 _____	生年月日 年 月 日生 (満 歳)	写真
貸与希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
現住所	[〒 _____] ※ 自宅・下宿・学寮・その他(_____) 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____	
在学大学	大学 _____ 学部 _____ 科 _____ 年 _____	
	[〒 _____] 所在地 _____ 電話番号 _____	
連帯保証人	ふりがな _____	生年月日 _____ 年 月 日生
	氏名 _____	続柄 _____ 電話番号 _____ - _____
	現住所 [〒 _____]	
保証人	ふりがな _____	生年月日 _____ 年 月 日生
	氏名 _____	続柄 _____ 電話番号 _____ - _____
	現住所 [〒 _____]	
奨学金貸与希望理由(募集要項の応募資格に該当する理由を記入)		
ダイワ運輸株式会社 代表取締役 木村 泰文 様 上記のとおり記載事項に相違ありません。貴社の奨学金の貸与に関係書類を添えて、連帯保証人・保証人と 連署して申し込みます。 年 月 日 本人 _____ ⑩ 連帯保証人 _____ ⑩ 保証人 _____ ⑩		
連帯保証人・保証人の選任条件		
連帯保証人	① 申込者本人が未成年者の場合は、その親権者(親権者がいない場合は未成年後見人)であること。	
	② 申込者本人が成年者の場合は、その父母。父母がいない等の場合は、申込者本人のおじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。	
保証人	③ 申込書提出時点で未成年者でないこと。	
	④ 学生でないこと。	
	⑤ 申込者本人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。	
	⑥ 債務整理中(破産等)でないこと。	
	① 申込者本人及び連帯保証人と別生計であること。	
	② 申込者本人の父母を除く、おじおば・兄弟姉妹等の4親等以内の親族であること。	
	③ 申込書提出時点で65歳未満であること。	
④ 申込書提出時点で未成年者でないこと。		
⑤ 学生でないこと。		
⑥ 申込者本人又は連帯保証人の配偶者(婚約者を含む)でないこと。		
⑦ 債務整理中(破産等)でないこと。		

※ 連帯保証人の②、保証人の②③については、貸付予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者に替えることができる。